

文京区立根津保育園運営業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的

文京区立根津保育園は、平成 15 年 4 月に開設し公設民営園として運営してきたところです。

本業務の委託に当たっては、現行の保育水準を低下させることなく、質の高い保育サービスを安定的に提供するため、社会福祉事業の運営に相応しい理念や熱意を有し、事業運営の実績のある事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

選定においては、円滑な引継ぎの実施、安全・安心な保育サービスを提供するための体制整備、保育所保育指針等による 0～2 歳児の発達過程を重視した保育の実践、保護者対応等を重点的に審査します。

2 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 申込書類提出時点で、対象業務における文京区での競争入札資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。

3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで…運営業務委託

令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 3 月 31 日まで…委託準備（引継ぎ業務）

4 施設の概要

- (1) 名 称 文京区立根津保育園
- (2) 所在地 文京区根津一丁目 15 番 12 号
- (3) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上 13 階地下 1 階建 1 階部分
(区立住宅、高齢者住宅、障害者住宅等併設)
- (4) 面 積 保育所専有面積 132.16 m² (別途職員休憩室あり)
(建物延床面積 5,272.83 m²)

- (5) 施設図面 仕様書（案）別紙2「文京区立根津保育園平面図」参照

5 運営概要

(1) 年齢別入所定員

0歳	1歳	2歳	計
6人	7人	8人	21人

なお、0歳児は生後43日目以降の児童を対象とする。

(2) 開所日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び同月3日）は除くものとする。

(3) 開所時間

7時15分から19時15分までの12時間とし、そのうち7時15分から18時15分までを基本保育時間、18時15分から19時15分までを延長保育時間とする。

(4) 延長保育の対象

延長保育は、入所児童のうち満1歳以上の児童を対象とし、定員は10人とする。

(5) 基本履行事項

ア 認可保育所として以下の法令等を遵守した運営を行うこと。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等関係法令に適合すること。
- ② 文京区が定める文京区保育所設置認可等事務取扱要綱（2024文子幼第8828号）の基準を満たすこと。
- ③ 文京区が定める保育所指導検査基準を満たすこと。
- ④ その他保育園運営業務に係る関連法規を遵守すること。

イ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づくとともに、全体的な計画等を策定し、安全な保育環境の中、子どもの健全な成長を育む保育を実践すること。

ウ 調理業務については、子どもの発達及び特性に合わせた離乳食、乳幼児食及びアレルギー食への対応を十分に行うこと。

また、誤食等事故のないよう安全管理を徹底すること。

(6) その他留意事項

ア 物品購入等に当たっては、可能な限り区内中小企業に発注するよう努めること。

イ 近隣の幼稚園、小学校との連携を図るとともに、地域住民からの要望に対して誠実に対応し、地域住民等との良好な関係維持を図ること。

ウ 契約期間満了に当たり、運営委託事業者が変更となる場合は、区の要請に従い、新事業者への引継ぎに協力すること。

エ 入所児童の保護者の意見及び要望に対し、必要に応じて協議する等誠実に対応すること。

オ 施設に修繕等の必要がある場合は、区に速やかに報告の上、区及び施設長と協力し、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

6 委託内容

上記5の認可保育所を運営すること。

また、現運営委託事業者と異なる事業者が受託者になる場合、令和8年1月5日（月）から令和8年3月31日（火）までの期間は、現運営委託事業者との並行運営とし、円滑な運営に向けた引き継ぎを実施すること。

※ 別紙「仕様書（案）」については、本件の結果を踏まえ、委託事業者と協議の上決定します。

7 提案限度額

107,454,000円（非課税）（光熱水費及び電話料金を除く。）

上記金額は、1年度当たりの根津保育園の運営業務に係る経費を対象とし、令和8年1月5日から令和8年3月31日までの委託準備（引継ぎ業務）に係る経費については、上記金額に含みません。

なお、積算にあたっては、根津保育園に要配慮児1名の入所を想定して見積もりを作成してください。

〔留意事項〕

※提案限度額を超えた見積金額の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

〔金額設定の考え方〕

委託金額については、文京区保育所運営費負担金交付要綱及び文京区私立保育所事業運営補助金交付要綱等に基づき、区内の私立認可保育所に対して交付する補助金額等を考慮の上、設定しています。

8 スケジュール

	事 項	日 程
--	-----	-----

1	募集要項の公表	令和7年7月24日(木)
2	質問受付期間①	令和7年7月24日(木)～ 7月30日(水)15時
3	質問回答期限(中間)	令和7年8月4日(月)(予定)
4	プロポーザル参加希望書提出期限	令和7年8月5日(火) 15時
5	質問受付期間②	令和7年8月4日(月)～ 8月18日(月)15時
6	施設見学会	令和7年8月12日(火)
7	質問回答期限(最終)	令和7年8月19日(火)(予定)
8	決算報告書提出期限	令和7年8月20日(水)15時
9	提出書類受付期間	令和7年8月21日(木)～ 8月25日(月)正午
10	第一次審査(書類審査)	令和7年9月上旬
11	第一次審査結果通知発送 (全参加事業者)	令和7年9月中旬
12	第二次審査 (プレゼンテーション及び質疑応答)	令和7年9月下旬
13	最終結果通知発送 (第二次審査全参加事業者)	令和7年10月中旬
14	業務引継ぎ期間	令和8年1月5日(月)～ 3月31日(火)
	令和8年度委託契約締結	令和8年4月1日(水)

9 区と受託者の責任分担

区の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は区、受託者の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は受託者、区と受託者双方の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は協議することを基本とします。

区と受託者双方の責めに帰すことのできない事由による責任又は費用負担は、次表のとおり分担するものとします。次表にない事象又は内容が生じた場合は、責任又は費用負担について、区と受託者の協議の上、決定します。

種 類	内 容	負担者	
		区	受託者
物価変動	物価変動による費用の増加		○
金利変動	金利変動による費用の増加		○
法令の変更 (税法の変更を除く)	従業員の最低賃金の引き上げ等		○
税法の変更	消費税率の変更による費用の増加	○	
	上記以外による費用の増加 (例：法人税率、事業所税率の変更)		○
区が貸与する備品の損傷等備品の取扱い	別紙「仕様書（案）」のとおり		
施設の原状回復	業務委託期間の終了又は委託の取消しによる施設の原状回復に係る費用		○

10 プロポーザル参加希望書の提出

プロポーザル参加希望書の提出及び施設見学会への参加を本プロポーザルの参加要件とします。

参加希望書 提出方法	<p>プロポーザル参加希望書(別記様式第1号)に必要事項を記入の上、電子メールにより、<u>令和7年8月5日(火)15時(必着)まで</u>に送信してください。</p> <p>なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p>【電子メールアドレス】b311500●city.bunkyo.lg.jp (注) ●を@に変換して使用してください。</p> <p>【件名】根津保育園プロポーザル参加希望(○○○事業者名)</p>
施設見学会 開催日時	令和7年8月12日(火) ※時間は別途通知します。
施設見学会 開催場所	<p>文京区立根津保育園(文京区根津一丁目15番12号) (コーポ根津清水1階)</p> <p>*駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。</p>

施設見学会 参加人数	保育中のため、1事業者当たり1人まで
---------------	--------------------

11 質問の受付

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、運営委託事業者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません。（参加申込方法に関する質問を除く。）

また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません。

受付期間①	令和7年7月24日（木）から7月30日（水）15時まで
受付期間②	令和7年8月4日（月）から8月18日（月）15時まで
提出方法	<p>質問書（別記様式第2号）に記入の上、電子メールにより送信してください。</p> <p>なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p>【電子メールアドレス】 b311500●city.bunkyo.lg.jp （注）●を@に変換して使用してください。</p> <p>【件名】 根津保育園プロポーザル質問（○○○事業者名）</p>
回答方法	<p>受付期間①で受理した質問は、原則として令和7年8月4日（月）（予定）までに回答をホームページにて公開します。</p> <p>受付期間②で受理した質問及び令和7年8月4日（月）までに回答していない質問は、令和7年8月19日（火）（予定）までにプロポーザル参加希望書を提出した全事業者に同じ内容を電子メールにより回答します。</p>

12 決算報告書の提出

応募する事業者は、下記の提出期限までに直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（社会福祉法人にあつては貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書））を提出してください。

※提出期限までに決算報告書が提出されていない場合、応募は受け付けません。

提出期限	令和7年8月20日（水）15時
------	-----------------

提出方法	<p>原則電子メールにより送信してください。</p> <p>なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p>【電子メールアドレス】 b311500●city.bunkyo.lg.jp (注) ●を@に変換して使用してください。</p> <p>【件名】 根津保育園プロポーザル決算報告書 (○○○事業者名)</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

13 参加方法

提出書類受付期間内に、次の書類を作成し、提出してください。

(1) 申請書類

	内 容	様式番号
1	提出書類一覧表	別記様式第3号
2	参加申込書	別記様式第4号
3	事業計画書（引継ぎ内容を含む。）	別記様式第5号
4	見積書（1年度あたりの運営経費）	別記様式第6号
5	定款、寄付行為の写し	
6	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	申込日前3か月以内に発行されたものに限る。
7	印鑑証明書	
8	収支計画書（3年間）	
9	法人概要・事業経歴	
10	法人代表者の履歴書	
11	<p>令和7年7月1日現在、運営している認可保育所等に関する書類（該当がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要（重要事項説明書等） ・保育所指導検査結果（実施している場合、直近2回分。別施設のもので可） ・第三者評価結果（実施している場合、1施設分） 	

(2) 提出体裁等

別紙「事業計画書等作成要領」を参照してください。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については以下のとおり行います。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

受付期間	令和7年8月21日（木）から8月25日（月）正午まで（ただし、土日を除く。）
受付時間	8時30分から17時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。） ※8月25日（月）は8時30分から正午まで
提出方法	持参
提出先	文京区春日一丁目16番21号文京シビックセンター12階 文京区子ども家庭部幼児保育課保育施設支援担当
留意事項	ア 8月25日（月）正午を過ぎてなされた申込みは、理由のいかんを問わず、無効とします。 イ 提出書類に重大な不備があった場合は、申込みを無効とする場合もあります。 ウ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。 エ <u>書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。</u> オ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。 カ 提出された書類等は、一切返却しません。 キ 区が提出された書類等をプロポーザルによる事業者選定以外の目的のために申込者に無断で使用することはありません。 ク 1法人が複数の申込みをすることはできません。 ケ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別記様式第7号）を令和7年8月29日（金）正午までに提出してください。

14 選定方法

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された事業計画書等をもとに、書類審査により委託候補事業者を上位3者程度選定します。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、事業計画書等に基づき1者当たり20分以内でプレゼンテーションを行います。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行います。

なお、プレゼンテーションは本件の中心的役割を担う者が行うこととします。

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を提出してください。

(3) 運営委託事業者の選定

運営委託事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定します。ただし、区が設定した基準点を下回った事業者は、順位にかかわらず選定しません。

15 結果通知及び公表

(1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知します。

なお、第一次審査で選定された者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

(2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知します。

(3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 決定事業者名及び所在地

オ 選定結果（不選定者名は、番号等に置き換えます。）

16 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開します。

なお、同条第3号に規定する情報（以下「法人情報」という。）は情報公開の対象

外となるため、応募した全事業者に対し提出された事業計画書等に係る法人情報の特定について依頼することがあります。

また、公開の可否は区が判断します。

17 無効・失格

- (1) 提出された事業計画書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は無効とします。
- (2) 参加要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とします。
- (4) (1)及び(3)に該当する場合は、文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号）に基づき、指名停止を行うことがあります。

18 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第 1 位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第 1 位の委託候補事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第 1 位の委託候補事業者が契約締結までの間に 2 の参加資格を有しなくなり、失格になった場合は、契約交渉順位第 2 位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととします。

19 委託準備（引継ぎ業務）

- (1) 期間 令和 8 年 1 月 5 日（月）から 3 月 31 日（火）まで
- (2) 概要

以下を基本とし、業務の円滑な遂行のための引継ぎを行うこと。

時期	配置	内容
令和 8 年 1 月	施設長、主任保育士、各クラスリーダー予定者を 1 日 6 時間月 20 日程度配置	引継ぎについては、事業計画書において、円滑な引継ぎを行うための計画を提案すること。
令和 8 年 2 月以降	全常勤保育士、看護師、調理員を月 20 日程度配置	
※事務職員、非常勤職員等については適宜準備にあたること。		

なお、令和 8 年 4 月入所予定児童の入所前健康診断及び面談については、現運営委託事業者の実施に同席し、内容の把握を行うこと。

(3) 経費

運営委託事業者の引継ぎ内容に応じて、別途委託契約を締結の上、必要な経費を支払うこととします。契約金額は、引継ぎに係る人員等が確定した後、運営委託事業者と協議の上、決定します。

20 職員の雇用

本業務受託前に当該保育園で勤務する職員のうち、引き続き当該保育園での勤務を希望する職員については、運営委託事業者の規定に基づく採用選考を行い、積極的な雇用に努めるものとします。

なお、勤務条件については、資格及びこれまでの経験年数等を十分考慮の上、決定することとします。

21 賠償責任保険の加入

受託者は、次に掲げる補償内容以上の賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応するものとします。

なお、当該保険への加入に当たっては、受託者を記名被保険者、区を追加被保険者、利用者等を保険金請求権者として受託者が費用負担の上加入手続きを行うものとします。

【保険金額(保険金支払限度額)】

身体障害事故	1名につき1億円 1事故につき10億円
財物損壊事故	1事故につき2,000万円

22 第三者への業務の委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を得た上で、調理業務など付随的業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に区に協議してください。

なお、委託に当たっては、できる限り区内中小企業の活用に努めてください。

23 個人情報の取扱い

受託者は、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第12条の2、第34条等の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条、第176条等の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から本件業務の一部の委託を受けたものは、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じてください。

24 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとします。

25 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

26 事業担当

文京区子ども家庭部幼児保育課保育施設支援担当

〒112-8555

文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター12 階南側

TEL 03(5803)1857

FAX 03(5803)1346

E-Mail b311500●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換して使用してください。